

令和6年度 違法駐車取締活動方針

釧路警察署においては、下記の地域・路線を重点に駐車違反取締り活動を推進します。

ただし、違法駐車の状態や交通事故の発生等を踏まえ、その他の場所においても必要に応じて違法駐車の実施します。

活動地域	<p>◎ 最重点地域</p> <table border="1"><thead><tr><th>地域</th></tr></thead><tbody><tr><td>末広地区 末広2丁目から5丁目、栄町2丁目から5丁目、川上町3丁目から5丁目までの間及びその周辺</td></tr></tbody></table>	地域	末広地区 末広2丁目から5丁目、栄町2丁目から5丁目、川上町3丁目から5丁目までの間及びその周辺	
地域				
末広地区 末広2丁目から5丁目、栄町2丁目から5丁目、川上町3丁目から5丁目までの間及びその周辺				
活路路線	<p>◎ 最重点路線</p> <table border="1"><thead><tr><th>路線</th></tr></thead><tbody><tr><td>市道久寿里橋通 川上町から鶴ヶ岱までの間及びその周辺</td></tr><tr><td>市道旭橋通 旭町から鶴ヶ岱までの間及びその周辺</td></tr></tbody></table>	路線	市道久寿里橋通 川上町から鶴ヶ岱までの間及びその周辺	市道旭橋通 旭町から鶴ヶ岱までの間及びその周辺
路線				
市道久寿里橋通 川上町から鶴ヶ岱までの間及びその周辺				
市道旭橋通 旭町から鶴ヶ岱までの間及びその周辺				

釧路方面釧路警察署



